

◆帆苺謙治委員 それでは、簡潔にお尋ねします。代表質問でもやらせてもらいましたが、農業水利施設の更新がこれからの最大の課題だと位置づけているということです。新潟県の場合、金額的に見れば国営、県営、そして団体営を含めて1兆五、六千億円あると。これを更新しなければならないということです。そこで一括してお聞きします。

1点めとして、政府は、老朽化したインフラの問題に対して、昨年11月にインフラ長寿命化基本計画を決定したと。さらに地方自治体に対して、公共施設等総合管理計画、いわゆる行動計画の策定を要請する方針と聞いております。そこで、公共施設等総合管理計画と、現在、農地部で策定を進めている農業水利施設の機能保全計画との関連について、まずお伺いします。

2点めは、基幹的な農業用施設の機能保全計画について、本年度の策定状況と、そして今後、どのように見通しておられるのか、お尋ねします。

3点めは、機能保全計画策定後は、その計画を着実に進めていくことになると思いますが、老朽化する施設は、確実に増加します。今後の維持補修について、具体的にどのような対応を考えているのか、一括してお尋ねします。

◎坪谷満久農地建設課長 3点について、お答えしたいと思います。1点めですけれども、農業水利施設のインフラ長寿命化基本計画との関連でございますが、現在、詳しい内容につきましては、農林水産省からもまだ示されていないところであります。今後の作業としては、県が策定する公共施設等総合管理計画において、県が所有する各インフラ施設の施設管理者が、個別施設計画を立てることになると考えておりました、農業水利施設の場合は、県の農地部で進めております機能保全計画が当たるのではないかと、想定しているところでございます。

2点めでございますけれども、基幹的な施設の機能保全計画の策定状況と今後の見通しということでございますが、現在、団体営造成施設も含めて受益面積100ヘクタール以上の施設につきましては、全体で1,857の施設がございます。本年度末には、約7割強の施設が機能保全計画の策定を終えることになっておりまして、残る施設につきましても、速やかにということで、平成27年度までには、すべてで策定したいと考えているところでございます。

それから、3点めでございますが、今後の維持補修の具体的な取組ということでございますが、まずは土地改良区などの施設管理者と県が一体となって、施設の状況を監視することが大事であると思っております、その情報を共有しながら、施設の劣化や、老朽化の度合いに応じた対策を進めていく必要があると思っております。当然、機能保全計画につきましても、固定されたものではなくて、やはり順次見直しをして、進めていく必要があると思っておりますが、これにつ

いても、施設管理者の意向も踏まえながら、農家の負担もございますので、予算も平準化を図りながら、適時適切に対応していきたいと考えております。

◆帆苅謙治委員 ありがとうございます。国が公共施設等総合管理計画との関連を示していないという面もあるかもしれませんが、しかし、対応が遅れることのないように、県営施設では約7割が策定済みということではありますが、国営施設についてはほとんど終わっているのでしょうか。そして、団体営施設はまだ遅れているわけでしょう。そういうことからすれば、一気に通貫でやっていかなければならない問題だと思いますので、それらに遅滞なく対応できるように、農地部が頑張っていたきたいということをお願いしておきます。

もう一つは、地籍調査についてお聞きします。この地籍調査については、昔から各市町村によって、進んでいるところと進んでいないところの温度差が非常にあります。旧安田町辺りはすべて終わっているし、旧水原町辺りは全くしていないということもございます。県全体で何パーセントくらい終わっているのか、お伺いします。

次は、例えば、湛水防除事業、川を直す、水利施設を直すというときには、弊害になることがものすごくあると思うのです。知事からはあまり関係ないみたいな話がありましたけれども、これは全く関係ある話で、地籍も分からないところを工事したら怒られますよ。そういうことからすれば、非常に弊害がある。これらの関連をどのように克服しなければならないのか。この辺をお伺いいたします。

そしてまた、最後に、この地籍調査の推進方策について、これは市町村が金を出さなければ予算もつかないのかもしれませんが、どのように農地部は進めていくのか。この辺を3点お伺いしたいと思います。

◎大平忠英農村環境課長 3点御質問を頂きました。まず、1点めの進捗状況でございます。平成24年度末時点の数字でございますけれども、県全体で34パーセントということになっております。国全体では50パーセントでございますので、やはり16ポイントほど低い状況になっているという現状でございます。

2点めの公共事業の弊害の克服ということでございます。委員御指摘のとおり、地籍調査の目的といたしまして、公共事業の円滑化ということがございます。通常ですと、土地境界の立会確認から相当期間を要しまして、6か月程度かかるケースもございます。当然、これは地籍調査がきちんと行われていれば、そういう手間がかからないわけですので、そういった意味では、円滑化が当然図られるということです。そういったことで、3点めの地籍調査の推進方策とも重なりますけれども、県といたしましては、公共事業の円滑化や災害復旧の迅速化とか、そういったメリットをきちんと市町村にお話しすると、さらに今、いちばん言われておりますのが、市町村長の考えのほうが重要でございますので、そちらのほうにも機会あるごとに説明もさせていただきながら、地籍調査の促進に努めていき

たいと考えております。

◆帆苧謙治委員 農村環境課長は異動しないようですが、そうしたらこの実績が上がるように、特にパーセンテージが 34 パーセント以下のところを回って、少なくとも 50 パーセント以上になるように努力してもらいたいと思っておりますし、私は、自分の地域のことをあまり話したことはないのですが、新発田地域振興局の農村整備部長以下、すべてやって頑張っていることは確かであります。しかし、一つの大きなほ場整備が、大昔失敗したために、曲がりくねった川が常に湛水すると。道路に水が上がると。ほ場整備が進めばいいのですが、進まない状況にあって、この川を直さなければならないという懸案事項が 10 年も 15 年も続いております。これらを克服するにはどうやったらいいのか。地域だけに任せることなく、農村環境課長もよく相談して、これが成就できるようにお願いして、終わらせてもらいます。